

農林物資規格調査会部会議事概要

日時：平成18年3月27日（月）

14：00～16：30

場所：日本郵政公社共用会議室

○議題：生産情報公表養殖魚の日本農林規格の制定（第1回）
（規格の考え方）

開 会	
	（徳永委員、加藤委員、石塚委員が欠席）
水田課長	（挨拶）
生産情報公表養殖魚	
畑江部会長	議題の生産情報公表養殖魚の日本農林規格の制定について、事務局より資料の説明をお願いします。
小崎課長補佐	（資料2－1～資料2－7及び参考資料1・2について説明）
畑江部会長	ご質問やご意見などがありましたら、お願いします。
I 規格の適用の範囲（定義）	
河道前委員	資料2－1の1頁で生産情報公表養殖魚の対象範囲を魚類としているが、参考資料（絵で見る養殖漁業）のP2～P3の現在養殖されているもの以外でも対象となるのか。
小崎課長補佐	対象範囲を魚種ごとに定めると、新たに対象とする必要が出てきた場合、その都度改正を行わなければならない。
内藤委員	交雑種も対象となるのか。
小崎課長補佐	魚類の「その他の魚類」に該当することから対象となる。

Ⅱ 生産情報の公表単位(識別番号)

堀江委員	生簀では同じ大きさの魚が養殖されているのか。
内藤委員	生簀単位の公表でいいと思うが、一つの生簀に最終的に何匹ぐらい入るのか。
小崎課長補佐	フグの場合、稚魚 1 万匹で養殖し大きくなってから 4 つに分けているようである。今回の提案は生簀の大きさを制限していない。生産者が適正に管理していることが必要。
稲垣委員	一つの生簀で養殖する数は魚種や大きさによって異なる。同じ魚種であれば、生簀が大きくなっても養殖密度はさほど変わらない。魚種によって運動量が異なり、アジやマダイなどは遊泳行動が緩やかで、ブリ等遊泳行動が大きい魚種に比べて、養殖密度は高い。
栗生委員	資料 2－5 は、複数の種苗業者から種苗を仕入れて一つの生簀に入れるとあるが、人工種苗と天然種苗を混ぜて一つの生簀に入れることもあるのか。
稲垣委員	現在、マダイは人工種苗、ブリは天然種苗しかなく、人工種苗と天然種苗を一つの生簀で飼うことはない。
栗生委員	種苗の大きさを揃えるのか。
稲垣委員	あまり大きさが違うと稚魚期には共食いが起こり、また、摂餌にばらつきが生じるので、一つの生簀に同じ大きさのものを入れている。
鈴木委員	淡水魚のアユなどは、人工種苗と天然種苗の両方が使われている。人工種苗は早い時期に生産し天然種苗は捕獲時期が決まっており、両者は時期的にずれている。魚の大きさを揃えることから、一つの生簀で養殖することは通常ない。
内藤委員	アユは川に戻すのではなく、生簀で飼われているのか。
鈴木委員	遊漁用は、稚魚を数センチまで育てて、川に放流する。食用は出荷まで養殖池で育てられる。

栗生委員	天然種苗と人工種苗を分けて管理しないと、消費者はどちらを食べたのかわからない。
堀江委員	アユは天然と養殖で色が違う。養殖も天然種苗と人工種苗で違いがあるか。
鈴木委員	違いはほとんどない。食べても区別がつかない。
河道前委員	人工種苗と天然種苗を分けて公表することとしたらいいのではないか。
栗生委員	公表情報が複雑だとわかりにくいので、生産情報公表 J A S は、種苗段階で天然種苗と人工種苗を分けて管理することとしたらどうか。
小崎課長補佐	この点は、次回までに整理したい。
畑江部会長	条件を付けても、生産者に使ってもらえないと J A S 規格の意味がない。

Ⅲ 公表される生産情報

長谷川委員	最近では、海上養殖だけでなく、陸上養殖も増えていると思う。これも必要な情報と考えるが、実態はどうか。
稲垣委員	陸上養殖は増えており、ヒラメなどは陸上養殖が多い。ただ、公表される生産情報が多くなって、消費者はわかりにくくなるのではないか。
高浜委員	生鮮食品品質表示基準は、原産地として都道府県名を表示するが、生産情報公表 J A S 規格は市町村名まで必要か。
小崎課長補佐	生産情報公表農産物 J A S 規格と同様に大字、字などまで公表する。より詳しい内容は、公表される生産行程管理者の連絡先に問い合わせることとなる。
小坂委員	2－4 頁のその他必要な情報として漁網防汚剤があるが、陸上養殖の人工海水はどうか。
稲垣委員	人工海水は水族館で使われ安全に問題はなく、公表の必要はないのではないか。石灰や貝殻など底質改良を目的として使用することがあるが、環境への問題はないと考えている。

小坂委員	モイストペレット、ドライペレットは商品名を公表とのことだが、商品名では消費者は何のことだかわからない。
鈴木委員	ドライペレットは配合飼料メーカーが作っており、袋に原材料などの表示がある。モイストペレットは生餌などを混合しているが、生餌は収穫時期や価格によって変動する。
河道前委員	薬剤の残留について、規定を設けないのか。
小崎課長補佐	食品衛生法で規制されており、適正に使用されていれば残留基準を上回らないこと、また、J A S 規格で分析値を公表情報とするとコスト的に対応できないなどの理由から公表事項とはしないこととした。
河道前委員	ビタミン剤等の栄養強化剤も公表すべき。
鈴木委員	医薬品として認可されているビタミン類は、飼料添加物としても認可されている。例えば、ビタミンCは、モイストペレットやドライペレットに常に入っているので、公表情報とする必要がないのではないか。
垣添委員	さけ、ますについてあまり議論されていないが、世界で最も養殖されており、科学的な管理がなされている。人工種苗は親の段階から選抜されており、薬品にだけ頼っているわけではない。養殖の各段階は2－7頁や8頁のように単純ではなく、いろんな部分でクロスしている。
河道前委員	配合飼料の内容は公表すべき。
鈴木委員	原材料等は飼料安全法に基づき表示される。ブリを1社の配合飼料だけで養殖した場合も10種類ぐらいの配合飼料を使うことからかなりの情報量となる。
稲垣委員	配合飼料は何百種類にもなり、原材料名などを公表すると膨大な量となる。J A S 規格は商品名を公表し、詳細は別途公表されているホームページにアクセスする等、どこかで見れるようにすればよいのではないか。
内藤委員	生産者がいくらJ A S マークを付けても切り身にされる小売店が小分け業者の認定を受けなければ意味がない。
熊代委員	生産情報公表J A S 規格に賛成。しかし、小分けの認定は量販店は対応できても小売店では難しい。事業者がやりやすいものにするとも考

	慮する必要あり。
小崎課長補佐	小売段階でパックするのではなく、卸段階でパック詰めされて小売りへ販売されるなど様々なパターンがある。
濱田委員	出荷形態として、①鮮魚で出荷、②活魚で出荷、③切り身等加工して出荷の場合があり、水揚げ日を公表しても、活魚の場合消費地まで3～4日かかるので、出荷形態も公表すべき。
宮地委員	出荷生簀の何匹かが出荷されずに次の出荷生簀の魚と混じることはないのか。
稲垣委員	成長がばらつき、何匹かは出荷させず、寄せ集めとなる可能性はある。
長谷川委員	出荷形態は今後検討される流通 J A S となるのではないかな。
小崎課長補佐	出荷形態は、生産行程管理者が把握できる情報であり生産情報とできる。
小坂委員	刺身は一品ならば生鮮食品、2点盛り以上は加工食品。アジのたたきは生鮮食品の扱い、カツオのたたきは（焼いてあるので）加工食品。生産情報公表 J A S 規格は、1点盛り刺身だけが対象か。
水田課長	生産情報公表規格は、消費者のニーズに応える形で生産情報を公表するものであり、一定のコストがかかるが、消費者に評価してもらうことで成り立つものであり、他のものと盛り合わせたりせず、単品で販売することになるのではないかな。
栗生委員	3倍体種苗の情報はどうなるのか。
小崎課長補佐	次回までに整理する。
長谷川委員	生産者のコスト負担で、普及が進まない懸念がある。格付にかかる費用はどのくらいかな。
小崎課長補佐	他の例では、認定費用は15～40万円程度。他にマークの印刷費、J A S 製品とそれ以外を区分する費用などがかかる。
高浜委員	生産段階ではかなり情報を記録等で蓄積しており、ベースとしてはできている。後はインターネット等で公表する費用。

宮地委員	監査のコスト負担もあり。
小崎課長補佐	登録認定機関は年1回以上監査し、その手数料及び旅費を負担する必要あり。
川畑委員	対象範囲から貝類はどうして外れるのか。
小崎課長補佐	貝類等は餌や薬を与えないことから、給餌項目や使用医薬品の生産情報は全て使用していないとの公表情報となり、魚類の場合と事情が異なるため、規格の対象としなかった。別途、16年度に策定された「貝類の（カキ、ホタテ）のトレーサビリティシステムガイドライン」を活用して貝類のトレーサビリティを確保し、消費者の要望に応えていきたい。
鈴木委員	ウナギは、消費者が生ではなく蒲焼きなどの加工食品で購入するため、規格の対象外。国内のウナギ養殖業者は、情報を公表できる状況にあり、がっかりしている。今後、このようなものも生産情報公表JASの対象としていくと言えないのか。
水田課長	今はまだはっきりと申し上げられる段階ではないが、加工食品についても生産情報公表JASを取組み始めているところ。その中で、消費者の関心又は生産者の方々の取組みの状況を十分に踏まえ、努力していきたいと考えている。
栗生委員	国内で養殖されている伊勢エビなどは対象外か。エビはインドネシアなどでも養殖され有頭の冷凍ものが輸入されている。
武田課長補佐	日本で養殖されているのは車エビのみで、約2千トン前後。伊勢エビはふ化し、放流している。養殖全体で27万トンのうちのわずかな量であり、今回対象外。
稲垣委員	生産者としては、最小限のコストで最大限の情報を提供したい、その情報は消費者が納得した情報であることが必要であると考えている。
水田課長	（本日の議論については、次回までに事務局で整理し、引続き次回の部会で審議を願いたい旨の発言。）

以 上